

市町村セミナー 行政説明

認定こども園に関する取組について

平成19年9月21日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

乃村 久代



本日の説明項目

- 認定こども園について
 - 認定こども園制度の概要
 - 認定こども園の認定基準に関する国の指針
 - 現在の認定件数及び今後の申請見込件数
 - 認定こども園に関する取組について
- 保育所の現状
- 規制改革について
- 平成20年度予算概算要求主要事項(保育関係)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の概要

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、都道府県知事による認定制度を設けるとともに、認定施設に係る特例措置を講ずる。

1 概要

「認定こども園」の認定

○幼稚園、保育所等のうち以下の機能を備えるものは、都道府県から「認定こども園」としての認定を受けることができる。

①教育及び保育を一体的に提供（保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応）

②地域における子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供）の実施

（※）職員配置等の具体的な認定基準は、文科・厚労大臣が定める指針を参酌して都道府県が定める。

○認定施設に対し「認定こども園」との表示を義務付けるとともに、認定施設以外の施設による名称の使用を制限。

「認定こども園」に関する特例措置

財政措置等

幼稚園と保育所が一体化した認定施設については、設置者が学校法人・社会福祉法人のいずれであっても、経常費及び施設整備費を助成

（※）認定施設となる場合の保育所認可定員の特例（10人でも可）（政令事項）

利用手続き

認定施設の利用は直接契約。利用料も基本的に認定施設で決定。

2 施行期日 平成18年10月1日

「認定こども園」制度化の背景

これまでの取組み(幼保の連携促進)

○幼稚園・保育所の施設の共用化のための指針の策定 等

少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、必ずしもこれまでの取組みだけでは対応できない状況が顕在化。

- ・親の就労の有無で利用施設が限定(=親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園)
- ・少子化の進む中、幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化。運営も非効率
- ・保育所待機児童が約2万人存在する一方、幼稚園利用児童は10年で10万人減少
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援が大幅に不足

新たな選択肢としての「認定こども園」制度

多様なニーズに対応

- ・親の就労の有無に関わらず施設利用が可能に。
- ・適切な規模の子ども集団を保ち子どもの育ちの場を確保。
- ・既存の幼稚園の活用により待機児童が解消。
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実。

認定こども園の機能について

保育所・幼稚園別々では子ども集団が小規模化。運営も非効率

地方

都市

・親の就労の有無で利用施設が限定
・約2万人の待機児童
・育児不安の大きい専業主婦への支援が不足

幼稚園

- ・幼児教育
- ・3歳～就学前の子ども
- ・保育に欠けない子ども

機能付加

就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組み

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供

- ・0歳～就学前の児童すべてを対象
- ・保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受入

地域における子育て支援

- ・すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供

以上の機能を備える施設を、認定こども園として都道府県が認定。

機能付加

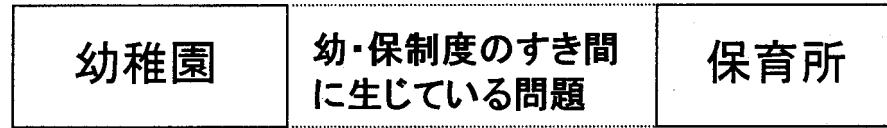
保育所

- ・保育
- ・0歳～就学前の子ども
- ・保育に欠ける子ども

認定こども園の類型と財政措置

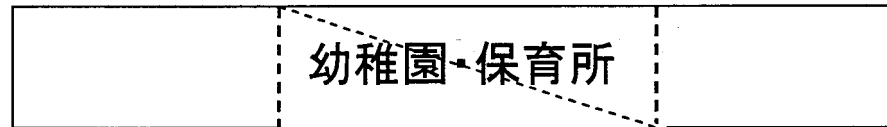
地域のニーズに応じた選択が可能

認定こども園（都道府県による認定）



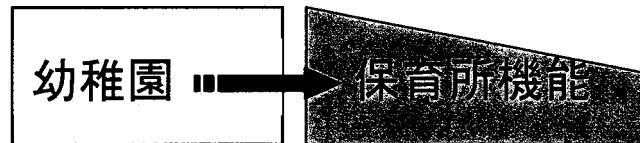
<補助制度>

幼保連携型



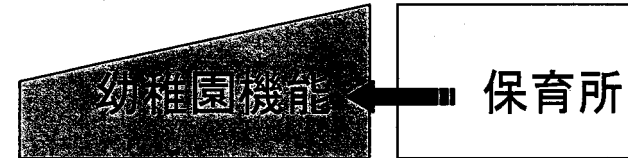
幼稚園と保育所の補助の組み合わせ

幼稚園型



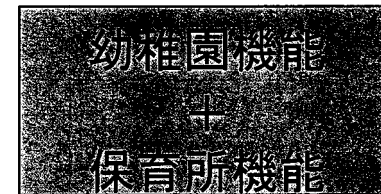
幼稚園の補助制度

保育所型



保育所の補助制度

地方裁量型



（一般財源）

+

地域における子育て支援機能

※これらの多様な類型を認定対象としていくとともに、幼保連携型施設の設置促進のための措置を講じる。

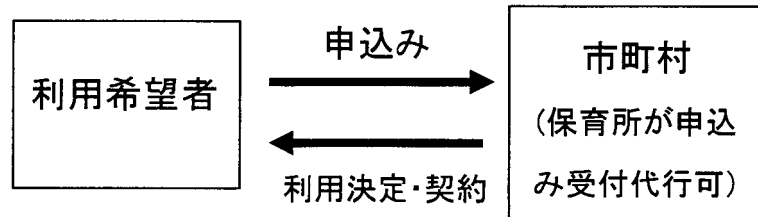
幼保連携型の場合の財政上の特例(私立施設)

		現行	新制度による幼保連携施設
幼稚園	(施設整備費) 私立幼稚園施設整備費補助金	学校法人のみ助成	社会福祉法人にも助成
	(運営費) 私学助成	学校法人のみ助成	社会福祉法人にも助成
保育所	(施設整備費) 次世代育成支援対策施設整備費交付金	社会福祉法人、日赤等に助成 (学校法人は対象外)	学校法人にも助成
	(運営費) 保育所運営費負担金	設置主体にかかわらず助成	同左 さらに、助成対象を拡大 (定員10人でも保育所認可)

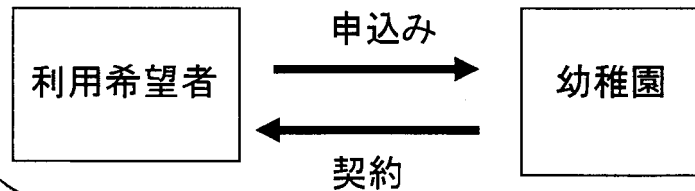
利用手続きと利用料について

幼稚園・保育所の利用手続き

保育所と幼稚園は申込先・契約先が異なる

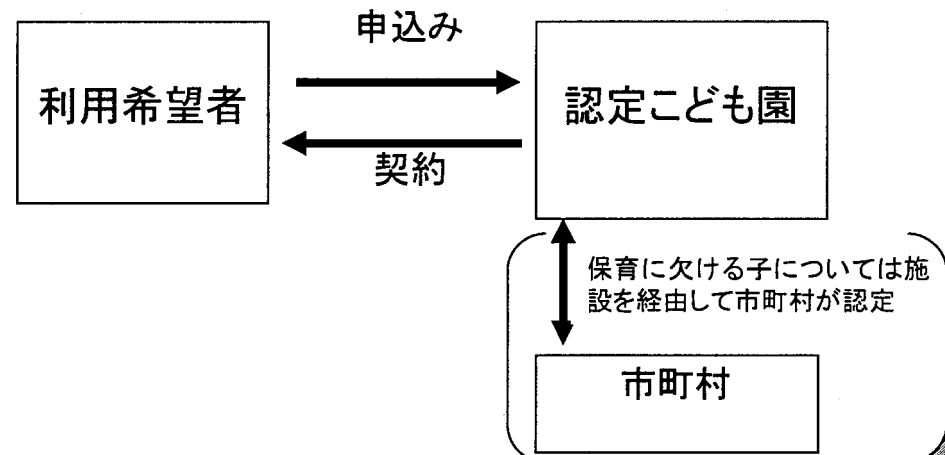


<幼稚園>



認定こども園の利用手続き

利用希望者は認定こども園に直接申込み、契約は施設と直接行う



幼稚園・保育所の利用料

保育所と幼稚園は利用料の設定・徴収に相違

<保育所>

市町村が、市町村内の保育所につき一律に利用料を設定し、徴収

<幼稚園>

施設が利用料を設定し、徴収

認定こども園の利用料

認定こども園においては、利用料設定を柔軟にできるよう、保育所について特例措置を講じる

- ・ 施設が利用料を設定し、徴収
- ・ 施設は設定した料金を、市町村に届出
- ・ 低所得者等の利用が排除されないよう、市町村による改善命令

認定こども園の認定基準に関する 国の指針

都道府県が認定こども園の認定基準を定める際に参酌すべき指針として文部科学大臣及び厚生労働大臣が定めるもの

- 1 職員配置について
- 2 職員資格について
- 3 施設設備について（園舎・保育室・運動場の面積）
- 4 施設設備について（調理室・運動場）
- 5 教育及び保育の内容について
- 6 保育者の資質向上等について
- 7 子育て支援について
- 8 管理運営等について